

地域統計行政制度と産業分類・統計利用について

1 地方統計行政制度について

1.1 国の統計組織

各府省に統計主管部局を設置し、その府省の所管行政施策に必要な統計を作成する「分散型統計機構」が採用されているが、調査間の整合性確保、記入者負担軽減・調査の重複排除等の面で調整を要することから総合調整機関として総務省に政策統括官（統計基準担当）が設置されている。国の統計調査等で大規模なものは、調査の効率的実施等の面から都道府県や市区町村を経由して実施されることが多い。

「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ転換することを目指し、新統計が制定された（平成 19 年）。統計整備に関する「司令塔」機能の中核を成す組織として内閣府に統計委員会が設置された。

1.2 統計調査の主な実施系統

国統計調査等で大規模なものは、調査の効率的実施等の面から都道府県や市町村を経由して実施されることが多い。

また、統計調査員（非常勤の公務員）が任免され、調査票の配布・収集等の役割を担う場合がある。郵送調査に比べて調査票の回収率が高い、調査事項が多少複雑でも正確な調査が可能などの長所が見込まれる。

統計調査の実施系統

国各府省→都道府県→市区町村→指導員→調査員→調査対象（世帯・事業所等）
国各府省→都道府県→指導員→調査員→調査対象（世帯・事業所等）
※指導員（調査員の指導など）、調査員（調査票の配布、収集など）

1.3 統計調査の法制度上の区分

		概要	実施主体	根拠法	国・地方の関係
基幹統計調査	国勢調査	本邦に居住している人及び世帯に関する全数調査	総務大臣	法第5条	法定受託事務（統計法施行令第4条）
	上記以外	政策企画立案上特に重要な統計、民間活動に広く利用が見込まれる統計調査	各府省大臣	法第7条～第17条	国が基幹統計調査実施に関する経費を負担する（地方財政法第10条の4）
一般統計調査		国の府省が行う基幹統計調査以外の統計調査	各府省大臣	法第19条～第23条	原則として通常の委託・受託関係
届出統計調査		都道府県、指定都市、政令で定める独立行政法人等（日本銀行）が行う統計調査		法第24条～第25条	当該統計調査は全て総務大臣に届出が必要
その他の統計調査		指定都市以外の市町村が行う統計調査		—	総務大臣に届出が不要

(参考) 統計法・兵庫県統計条例の改正

平成 19 年 5 月に、「行政のための統計」から“社会の情報基盤としての統計”への理念の下に全部改正された統計法（以下「法」という。）が公布され、平成 21 年 4 月 1 日に全面施行されるに伴い、県が行う統計調査（以下「県統計調査」という。）の実施及び結果の利用に関して必要な事項を定めることとし、統計調査条例（昭和 39 年兵庫県条例第 42 号。以下「条例」という。）を制定（全面改正）した。

1.4 全数調査と標本調査

標本調査は、経費、集計に要する時間が少なくすむが、一つ一つの標本が、標本とならない他の多くの調査対象を推定する要素となるため、1 つの特殊な結果が全体の結果に影響する。ほとんどの標本調査は無作為抽出法（たとえば就業構造基本調査）による。

このほか、有意抽出法があるが、対象の選択が主観的になるため結果が必ずしも母集団を代表している保証はない。

全数調査と標本調査

区分	調査方法	内容	統計調査例
全数調査 (センサス)	調査対象（世帯、事業所など）の全てを網羅的に調査する。	国勢調査の人口数など正確で詳細な結果数値が要求される場合に用いられる 一般に調査は大規模になり多額の経費、調査員等が必要で長い集計時間を要する。	国勢調査 経済センサス (基礎調査、活動調査)、工業統計調査など
標本調査	調査対象全体の中から一部を抽出し、この抽出した部分(標本)の結果から全体についての値を推定する。	調査規模が小さくて済み、経費・集計時間の抑制、結果の早期利用が可能である。 標本誤差を伴うが、無作為抽出の方法によると、標本誤差を管理下においた標本設計が可能である。なお、標本抽出するための名簿または台帳(国勢調査区台帳、住民基本台帳、事業所・企業名簿など)が必要である。	住宅・土地統計調査 経済センサス (基礎調査、活動調査)、家計調査、小売物価統計調査、労働力調査など

1.5 調査票等の審査

審査は統計調査の各段階で行なわれる。審査とはその場限りものものではなく、将来的にも有益な効果をもつ。調査設計が適切であったか、調査員の選任や実査方法に問題はなかったか等を分析することで将来の統計調査をする上での参考となる。

調査員が調査対象と面接し調査票による調査活動を行なうことを「実査」という。

全部審査は時間的、経済的に非効率な方法である。単調で作業量も多いため、内容の斉一性、完全性を期待できない。ただし、調査対象が少ない場合や、標本調査における調査の致命的欠点となるもの、調査員が行なう審査は全部審査でなければならない。

また、一部審査は時間的、経済的な面を考慮すると有効な方法であるが、全体を審査しないことから、一つ一つの内容について、正確さは保証できない。

過小申告又は過大（誇張）申告されがちな調査事項

- ・過小申告の例：所得額，売上高など。
- ・過大申告の例：教育程度，従業上の地位，職業など。

・虚偽申告の例：配偶関係など。

1.6 調査票の配布・回収による区分

①調査員調査：調査対象に統計調査員が訪問して調査する方法

- ・自計申告方式（留め置き調査）：調査票を配布して調査対象に記入してもらう方法
- ・他計申告方式（聞き取り調査）：統計調査員が調査対象から聞き取って調査票を作成する方法

②郵送調査：調査対象に調査票を郵送し記入・送付してもらう方法

③インターネット調査：パソコンやスマートフォンからオンライン回答(H27年国勢調査)

調査員調査と郵送調査

区分	長所	短所
調査員調査	回収率が高い。複雑な調査事項でも調査可能。正しい回答を得やすい。	経費がかかる。選任、指導などの事務量が増える。相手が不在だと面接できない
郵送調査	前提として正確な住所録が必要 広域調査が可能。面接では答えにくい回答を得やすい	回収率が低い。誤った回答が多くなりやすい。
オンライン調査	都合の良いときに調査回答ができる。他人の目に触れることなく、調査票を提出できる。調査票の入力チェック機能によりデータの入力ミスを防げる。	パソコン等の情報機器の保有や機器操作、個人情報のセキュリティ

1.7 調査票の集計

集計は、個々の観察結果からは把握できない現象を集団として捉えることで明らかにすることを目的とする。経済性、迅速性、正確性を勘案し種々の観点から集計方法を吟味し調査にあった集計計画を立てる。

全部集計と一部集計

区分	内容
全部集計	調査対象の全てを集計対象とする。
一部集計	全部集計に先立ち、集計結果の早期公表を目的として行なわれるが、迅速性と正確性、大量データの処理が可能であるが、データの保存や高度な分析を行なうには適切ではない (例) 抽出集計（国勢調査1%速報詳細集計）、部分集計（事業所企業統計の従業者規模30人以上の速報集計）

統計調査を取り巻く環境の悪化

統計調査を実施する環境は次により年々厳しくなっている。

事業所では、事業所の統合、統計を担当する総務・経理等の間接部門の合理化、外部化により調査への協力度が低下している。

世帯では、共働き世帯・単身世帯などの昼間不在世帯の増加や、オートロックマンション、居住外国人の増加に加え県民のプライバシー意識の高まりによる調査への協力度が低下している。統計表で不詳、分類不明の数値の増加が統計環境の悪化を物語ってい

る。

2 統計分類について

2.1 統計分類について

一つの統計集団を観察しようとするとき、集団全体について観察するとともに集団をいくつかの部分に分けて観察する必要がある。集団を部分に分ける方法が分類である。

各種統計調査の結果の比較可能性を高め、統計利用向上を図るとともに、統計調査の重複排除等国民負担の軽減を図るため、統計基準の一つとして作成されたものである。

被分類体（分類される集団） → 分類肢（分類された集団）
 分類基準（分類標識）

日本標準統計分類

分類名	所管府省	設定年月	改訂数	最新改訂年月
日本標準産業分類	総務省	昭和24年10月	13回改訂	平成25年10月
日本標準職業分類	総務省	昭和35年3月	5回改訂	平成21年12月
日本標準商品分類	総務省	昭和25年3月	5回改訂	平成2年6月
日本標準建築物用途分類	総務省	昭和27年3月	6回改訂	平成6年3月
疾病、傷害及び死因分類	厚生労働省	昭和26年4月	4回改訂	平成21年3月

国際標準統計分類

分類名	所管機関	設定年	改訂状況
国際標準産業分類(ISIC)	国連統計部	1948年	2008年第4次改訂版
標準国際貿易分類(SITC)	国連統計部	1950年	2007年第4次改訂版
中央生産物分類(CPC)	国連統計部	1997年	2008年第2改訂版
商品の名称及び分類についての統一システム(HS)	世界関税機構	1988年	2012年第5次改訂版
国際標準職業分類(ISCO)	国際労働機関	1958年	2008年第3次改訂版
疾病及び関連保健問題の国際統計分類(ICD)	世界保健機関	1900年	2013年第10回改定の改定版

統計目的に日本標準産業分類が使用されている例（基幹統計調査）

所管府省	調査名	分類区分	表章範囲
総務省	国勢調査	全産業	小分類まで
	経済センサス－基礎調査	全産業	小分類まで
	経済センサス－活動調査	全産業	細分類まで
文部科学省	学校基本調査	全産業	大分類又は中分類
経済産業省	商業統計調査	大分類I	細分類まで
	工業統計調査	大分類E	細分類まで

	特定サービス産業実態調査	大分類 G、J、K、L、N、O、R(指定業務のみ)	小分類又は細分類
厚生労働省	毎月勤労統計調査 賃金構造基本調査	大分類 C～R 大分類 C～R	中分類または小分類 中分類まで
国土交通省	建設工事施工統計調査	大分類 D	細分類まで

2.2 日本標準産業分類

産業分類は産業の種類を体系的に区分したもので、各種統計調査の結果を産業別に表章する場合に用いられるものであるが、我が国の産業分類は、昭和 24 年 10 月に初めて標準化され、その後 12 回の改訂を経て、現在に至る。

①産業定義

事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産または提供に係るすべての経済活動をいう。これには、営利的・非営利的活動を問わず、農業、建設業、製造業、医療、福祉、公務などが含まれる。

②事業所の定義

経済活動の場所的単位であって原則として、①経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われることである。②財貨及びサービスの生産または提供が人及び設備を有して継続的に行われていること、一構内にあっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

③分類の基準

この分類は事業所において行われる経済活動すなわち産業を主として次のような点に着目して区分し、それを体系的に配列したものである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産される財貨又は提供されるサービスの種類（用途、機能など） ・ 財貨生産又はサービス提供の方法（設備、技術等） ・ 原材料の種類及び取り扱われるもの（商品など）の種類 |
|--|

④公務の範囲

国または地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその他の地方支分部局、都道府県庁、市区町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署であって、その他のものは一般の産業と同様にその行う業務によってそれぞれの産業に分類される。

⑤事業所の分類に際しての産業の決定方法

この産業分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。ただし、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財貨、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する過去 1 年間の収入額又は販売額の最も多いものをいう。

(例) 本社	A 事業所	化学工業	35%
	B 事業所	食料品製造業	40%
	C 事業所	化学工業	25%
※産業分類中分類は化学工業 60% (= A + C)			

⑥第 11 次改訂（平成 14 年 3 月）の概要

- ・ 情報通信の高度化、サービス経済化の進展等に伴う産業構造の変化への適合
- ・ 国際標準産業分類(ISIC)等の国際的な産業分類と比較可能性の向上
- ・ 統計の継続性に配慮しつつ、的確な分類項目の設置と概念定義の明確化

国際比較性、過去からの継続性、原則として中分類の組み替えにとどめられた。量的基準、産業として特性を満たしたものは新たに分離され大分類項目が 13→18 に変更された。

大分類項目の新設：「情報通信業」、「医療、福祉」及び「教育、学習支援事業」、「飲食店、宿泊業」、「複合サービス業」である。医療・福祉、教育・教育支援は量的な活動事実の確認し経済活動の同質性により分類し、サービス業の分離しスリム化した。

また、郵便局（郵便、貯金、各種サービス）、協同組合（共済、預金、販売）ではカネ、モノを扱っているが明確に区分できない部分がある。これを他に含めると分類上の活動が不鮮明になるため複合サービスを設定した。

（参考）日本標準産業分類の改定の背景

産業構造の変化が著しく、情報通信技術の高度化、事業経営の多角化、流通構造の多様化、製造業のファブレス化（製造部門を持たない）、業務のアウトソーシング化などにより経済のサービス化が進展しているため、設定または改定から概ね 5 年後を目途に経済・社会の環境変化などを踏まえ基準の改定の必要性について検討する。なお、国際比較可能性の向上の観点から各種国際基準との整合性に留意する。

分類項目の新設、廃止の検討のための量的基準

①項目の新設（格上げ、特掲等を含む）

- ・ 新設しようとする産業の、その属する直近上位分類項目における事業所数、従業者数、生産額等のいずれかの構成比が安定的に 10%以上になっていること。
- ・ 細分類における「その他の項目」が、その属する小分類項目に占める事業所数、従業者数、生産額等のいずれかの構成比が安定的に 50%以上になっている場合は、一部の産業の分割、特掲を検討する。

②項目の廃止（格下げを含む）

- ・ 直近上位分類に占める事業所数、従業者数、生産額等のいずれかの構成比が継続的に 1%を下回ること。
- ・ 上記に該当しないものであっても、構成比が著しく低下しており、今後もその傾向が続くと見込まれるもの。

日本標準産業分類大分類表

区分	大分類項目
第 10 次改訂分類	A 農業、B 林業、C 漁業、D 鉱業、E 建設業、F 製造業、G 電気・ガス・熱供給・水道業、H 運輸・通信業、I 卸売・小売業、飲食店、J 金融・保険業、K 不動産業、L サービス業、M 公務（他に分類されないもの）、N 分類不能の産業
第 11 次改訂分類	A 農業、B 林業、C 漁業、D 鉱業、E 建設業、F 製造業、G 電気・ガス・熱供給・水道業、 <u>H 情報通信業</u> 、I 運輸業、J 卸売・小売業、K 金融・保険業、L 不動産業、 <u>M 飲食店、宿泊業</u> 、 <u>N 医療、福祉</u> 、 <u>O 教育、学習支援業</u> 、 <u>P 複合サービス業</u> 、Q その他のサービス業、

	R 公務（他に分類されないもの）、S 分類不能の産業
第 12 次改訂分類	<u>A 農業、林業</u> 、B 漁業、C 鉱業、 <u>採石業、砂利採取業</u> 、D 建設業、E 製造業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業、 <u>郵便業</u> 、I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、 <u>物品賃貸業</u> 、 <u>L 学術研究、専門・技術サービス業</u> 、M 宿泊業、 <u>飲食サービス業</u> 、 <u>N 生活関連サービス業、娯楽業</u> 、O 教育、学習支援業、P 医療、福祉、Q 複合サービス事業、R サービス業（他に分類されないもの）、S 公務（他に分類されるものを除く）、T 分類不能の産業
第 13 次改訂分類（統計基準） ※分類内容は変更なし	A 農業、林業、B 漁業、C 鉱業、採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業、郵便業、I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業、P 医療、福祉、Q 複合サービス事業、R サービス業（他に分類されないもの）、S 公務（他に分類されるものを除く）、T 分類不能の産業

H 情報通信業

電気通信分野と情報処理分野の技術の革新・進展等を踏まえ「通信業」、「放送業」、「情報サービス業」、「インターネット付随サービス業」、「映像・音声・文字情報制作業」の 5 つの中分類で構成される大分類を新設した。

N 医療、福祉及び O 教育、学習支援事業

L サービス業は全産業の事業所数、従業者数の約 4 分の 1 を占め、各種経済活動が混在していることから産業の実態を明確にする。医療、福祉に関する分野は介護福祉に係る新産業の出現・多様化等に伴い、産業規模が拡大していることから大分類として新設した。教育・学習支援に関する分野は、教育機会の拡大、生涯学習の実践、余暇時間の増大等に伴い、産業規模が拡大していることから大分類として新設した。

M 飲食店、宿泊業

I 卸売・小売業、飲食店のうち飲食店はサービスの要素のウェイトが高まっていること、L サービス業の中分類「旅館、その他の宿泊所」は飲食の提供に係る収入のウェイトが高まっていることを踏まえ、それぞれが属する大分類から分離して新設した。

P 複合サービス業

H 運輸・通信業の中分類「郵便業」と L サービス業の中分類「協同組合」は複数の大分類にわたる各種のサービスを行い、いずれが主たる事業であるか判別できないという実態を有していることから、それぞれが属する大分類から分離して新設した。

⑦第 12 回改定（平成 19 年 11 月告示、平成 20 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日適用）

改定の基本的な視点

- ・ 情報通信の高度化、経済活動のサービス化の進展等に伴う産業構造の変化への適応
- ・ 統計の利用可能性を高めるための的確な分類項目の設置と概念定義の明確化
- ・ 産業に関する国際的な分類との比較可能性の向上

改定の主な内容

- ・ 「農業、林業」の統合・新設
- ・ 「鉱業、採石業、砂利採取業」への名称変更
- ・ 「運輸業、郵便業」の統合・新設

- ・「不動産業、物品賃貸業」の統合・新設
- ・「学術研究、専門・技術サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の新設
- ・「宿泊業、飲食サービス業」の統合・再編

分類にかかる基本的な事項

- ・複数の分類項目に該当する経済活動を行っている事業所の産業の決定方法

国際分類い倣い、原則として「販売又は出荷する財、あるいは他の事業所又は消費者に提供されるサービスの付加価値額に変更した。付加価値額によることが困難な場合には、付加価値を代理する指標として、産出額、販売額、収入額、従業者数等を用いる。

- ・製造小売業の取扱の整理

製造小売業については、店舗を構えている場合は小売業、無店舗の場合は製造業に分類することで整理された。

国際分類との分類項目比較表

日本標準産業分類(JSIC) 第13回改訂	国際標準産業分類 (ISIC)Rev.4 2007	北米産業分類システム (NAICS) 2002
H 情報通信業	J 情報通信業	51 情報産業
M 宿泊業、飲食サービス業	I 宿泊・飲食サービス業	72 宿泊及び飲食業
P 医療、福祉	Q 保健衛生及び社会事業	62 医療及び社会福祉事業
O 教育、学習支援業	P 教育	61 教育サービス業

⑦産業分類の課題

- ・モノの分類は整理されたが、サービスの分類は整理が困難である。
- ・企業分類では複数の事業所から企業が成り立っているため従来の整理による産業分類は無理がある。
企業グループ企業（会社）一事業所一場所的単位（無人は対象外）
- ・持ち株会社は数が少なく定義がまだ確認されていないため本社と同等の扱いとされる。

⑧第13回改定（平成25年10月告示、平成26年4月1日から適用）

前回改定から6年が経過し、新産業や新制度の状況、既存産業の状況変化を踏まえ変更産業大分類の変更はなし

- ・新設分類項目（細分類）

例) 幼保連携型認定こども園、市場調査・世論調査・社会調査業、リラクゼーション業（手技を用いるもの）、ネイルサービス業、コールセンター業

- ・分類項目の移動：例) 床板製造業→単板製造業から造作材・合板・建築用組立材料製造業へ移動

- ・分類項目名の変更：例) 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、商品投資顧問業、写真プリント、現像・焼付業

2.3 日本標準職業分類

この分類は、個人が従事している仕事の種類を体系的に区分したもので各種統計調査の結果を職業別に表示する場合に用いられる。本分類は昭和35年に設定され、その後の就業構造等の変化に対応して5回の改訂が行われている。

①職業の定義

個人が継続的に行い、かつ、収入を伴う仕事をいう。仕事をしないでも収入がある場合は、職業に従事していることにならず、また、仕事をしていても収入を伴わない場合は、この分類では、これを職業としない。

② 分類の適用単位：職業分類を適用する単位は個人である。

③職業分類の構成

・ 専門的・技術的職業従事者

高度の専門的水準において科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・法律・教育・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

・ 事務従事者

一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画などの仕事、運輸・通信、生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事するものをいう。

④職業の決定方法

二つ以上の勤務先で異なる分類項目に該当する仕事に従事している場合、就業時間の最も長い仕事による。これにより難しい場合は、技能の種類、性質及び程度などに着目し、大分類項目の順位による。上記のいずれにもより難しい場合は、主要過程又は最終過程の仕事による。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されている者は、仕事の内容のいかんにかかわらず、それぞれ自衛官・警察官・海上保安官・消防員を職業とする。

日本標準職業分類（平成 21 年基準設定）

大分類	小分類	2 つ以上の 場合の順位
A 管理的職業従事者	1 0	10
B 専門的・技術的職業従事者	9 1	8
C 事務従事者	2 6	11
D 販売従事者	1 9	9
E サービス従事者	3 2	1
F 保安職業従事者	1 1	2
G 農林漁業従事者	1 2	3
H 生産工程従事者	6 9	4
I 輸送・機械運転従事者	2 2	7
J 建設・採掘従事者	2 2	5
K 運搬・清掃・包装等従事者	1 4	6
L 分類不能の職業	1	—
計	3 2 9	

⑤大分類項目の見直し

- ・「運輸・通信従業者」を廃止、「生産工程・労務作業」を再編、「生産工程従事種者」、「輸送・機械運転従事者」、「建設・採掘従事者」、「運搬・清掃・包装等従事者」を新設。
- ・専門的・技術的職業従事者と管理的職業従事者の配列を入れ替え（国際標準職業分類）
- ・管理的な仕事と現場の仕事を両方行っている人の職業の決定は、それぞれの仕事の就業時間の長短によることにされた。
- ・作業者と従事者の名称を「従事者」に統一。

2.4 日本標準商品分類

この分類は、1950 年世界センサスを機会にセンサスの基礎事業として、昭和 25 年に設定されたものである。その後、産業構造の変化、技術革新の進展、消費者ニーズの高度化・

多様化等を背景に、5回の改訂を行い、現在に至る。

①分類の原則

この分類の目的は、商品を類似する物ごとに集約し、商品分類を要する統計の作成、表示の基準とすることにある。類似商品を集約する場合の基準は、主として商品の用途、商品の機能、商品の材料、商品の成因である。

②商品の範囲

日本標準商品分類における商品の範囲は、価値ある有体的商品（電力、ガス及び用水を含む。）で市場において取引され、かつ移動できるもの全てである。したがって、サービス、土地、家屋（組立家屋を除く）、立木、地下資源等は含まれない。

③商品分類の構成

- | |
|--------------------|
| 1 粗原料及びエネルギー源 |
| 2 加工基礎財及び中間製品 |
| 3 生産設備用機器及びエネルギー機器 |
| 4 輸送用機器 |
| 5 情報・通信機器 |
| 6 その他の機器 |
| 7 食料品、飲料及び製造たばこ |
| 8 生活・文化用品 |
| 9 スクラップ及びウェイト |
| 0 分類不能の商品 |

（参考）日本標準産業分類第12回改定における問題点（平成20年度新分類適用）

- | |
|--|
| ① 鉱業 ：小規模分類統合の可能性、採石業のウェイトが高い。統合する他の類似分類がなく産業実態を反映させる必要がある。 |
| ② 製造業の旧密・新粗の問題 ：
旧密 統合 繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業
新粗 分割 機械工業 はん用機械、生産用機械、業務用機械 |
| ③ インターネット付随サービス業 ：新たな業態
アプリケーション・サービス・プロバイダ、ポータルサイト・サーバー運営業 |
| ④ 飲食設備を持たない形態である「料理品小売業」 のうち、飲食サービスのウェイトの高い業態を飲食店として扱うか。 |
| ⑤ リース業において金融機能より物品賃貸の性格が強い部門 があり、ファイナンシャルリース業において不動産賃貸、不動産管理等の業態が近似していることから不動産業と物品賃貸業の分類整理が必要である。 |
| ⑥ サービス業における新しい業態 ：いろいろな業態 分割整理
専門、技術及び科学サービス業、生活関連・娯楽サービス業、その他サービス |
| ⑦ 管理事務を行う本社等 |

3 統計調査結果の主な利用例

3.1 実態把握と統計

景気対策の基礎資料（県 GDP、鉱工業指数、景気動向指数等）

「兵庫県の経済・雇用状況」（兵庫県産業労働部産業政策課）（毎月20日頃公表）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr02/ie02_00000018.html

内容：需要、生産等、雇用、金融、景況等

3.2 計画策定と統計

21世紀初頭の兵庫県がめざすべき社会像・美しい兵庫指標（社会像評価・政策評価・指標の森）

「21世紀兵庫長期ビジョン（平成23年12月改定）」（兵庫県企画県民部ビジョン課）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/index_vision2040.html

「美しい兵庫指標（指標の森）」（兵庫県企画県民部ビジョン課）

https://web.pref.hyogo.jp/ac06/ac06_000000137.html

3.3 個別行政運営と統計

①法令に基づく利用

行政運営上あるいは行政計画の実施上必要とされる概念、基準、要件等を法令で規定する際に利用すべき統計が明示されている。

- ・地方自治法上の人口（最近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査結果）
- ・地方交付税の基準財政需要額の算定（国勢調査、学校基本調査等）
- ・公職選挙法における議員定数（国勢調査）
- ・労働基準法の休業補償額（毎月勤労統計の平均給与増減率）

②法令に基づかない利用

政府が行う各種行政活動の基礎には何らかの統計が参考にされている。

- ・公立学校の新設、増設（学校基本調査、人口動態統計、住民基本台帳人口移動報告）

③統計業務での利用

- ・センサスの調査資料が他の標本調査の母集団設定の枠として利用
利用例：国勢調査：家計調査、労働力調査の標本世帯抽出枠
- ・特定分野のセンサスの客体を把握する際の基礎資料として使用
利用例：事業所・企業統計調査：工業統計、商業統計等

④施策の報告・評価

・担当分野の現状分析明らかにする場合の基礎資料（県民経済計算推計資料、各機関が作成する場合の白書等）

3.4 統計調査別利用例

① 国勢統計（国勢調査）（総務省）基幹統計

- ・衆議院小選挙区の確定（衆議院議員選挙区確定審議会設置法）
- ・公職選挙法における利用（比例代表区ごとの衆議院議員定数の更正、政党助成法）
- ・地方自治法による利用（市や指定都市等の設置要件、都道府県や市町村議会の議員定数の決定、都道府県の部局数の決定）
- ・地方交付税の額算定の基礎資料
- ・地方税法による利用（地方消費税配分の基礎資料、事業所税の「指定都市等」の要件）
- ・社会福祉施策の基礎資料、防災対策及び防災計画の基礎資料、人口世帯数の将来推計、平均寿命の計算（生命表）
- ・他の統計調査の標本設計において国勢調査の調査区をフレームとして使用

②経済構造統計（経済センサスー基礎調査、活動調査）（総務省）基幹統計

- ・地方消費税配分の基礎資料（地方税法）、総合計画、地域開発計画の策定の基礎資料
- ・商工会等の経営指導員の設置に対する補助（県単独事業）における「設置定数」算定の基礎資料としての「小規模事業者数」
- ・社会福祉施設及び公共・文化施設の整備計画の基礎資料
- ・事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報として使用

③ 住宅・土地統計調査（総務省）基幹統計

総合開発計画、住宅建設計画等の策定の基礎資料、住宅や街づくりの研究の利用

④ 労働力調査（総務省）基幹統計

各種雇用施策の企画・立案の基礎資料、「緊急雇用創出特別奨励金」の発動要件

⑤ 小売物価統計調査（総務省）基幹統計

年金額、諸手当・給付の自動改定基準、その他の諸数値改定の基礎資料

⑥ 家計調査（総務省）基幹統計

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（標準売渡し価格算出に用いる1世帯当たり可処分所得）

⑦ 個人企業経済調査（総務省）基幹統計

中小企業振興のための各種施策の基礎資料

⑧ 就業構造基本調査（総務省）基幹統計

中長期の経済計画及び雇用基本計画策定、国土開発計画、地域振興計画の策定の基礎資料、就業構造分析、地域別将来人口推計の基礎資料

⑨ 全国消費実態調査（総務省）基幹統計（※2019年度調査から全国家計構造調査）

生計費の地域差の測定、消費者物価の地域差指数の作成資料、白書等における家計消費・資産に関する構造分析の基礎資料

⑩ 社会生活基本調査（総務省）基幹統計

高齢社会対策、少子化対策、青少年の健全育成対策、男女共同参画社会の形成に向けての施策、観光行政施策、文化行政施策の基礎資料、無償労働の貨幣評価の基礎資料

⑪ サービス業基本調査（総務省）基幹統計

地方消費税配分の基礎資料、サービス産業、中小企業等の振興施策の基礎資料

文部科学省所管調査

① 学校基本調査 基幹統計

地方交付税の額算定、教育行政施策の基礎資料

② 学校保健統計調査 基幹統計

各学校における「学校保健安全計画」作成の基礎資料

厚生労働省所管調査

毎月勤労統計調査 基幹統計

失業給付の額の算定（雇用保険法）、労働災害の休業補償（労働基準法）
 労働保険の保険給付（労働者災害補償保険法）、平均賃金の算定（労働基準法）
 未払賃金の立替払い（賃金の支払の確保等に関する法律）
 労働時間短縮の推進における指標値
 各種審議会（国の最低賃金審議会、米価審議会等）や公共料金改定の基礎資料
 民事事件や交通事故等における免失利益補償額等の算定資料

農林水産省所管調査

① 農林業センサス 基幹統計

地方交付税の額算定の基礎資料、特定農山村地域における農林業等の活性化のための

基盤整備の促進に関する法律施行令、農林業・農山村施策の基礎資料
農林業に関する各種統計調査の母集団情報としての利用

②漁業センサス 基幹統計

地方交付税額算定、漁業・漁村施策の基礎資料、消費者・需要者（加工・卸売業者等）の要望に対応した供給体制の確立及び漁業労働力確保施策等の基礎資料
漁業に関する各種統計調査の母集団情報としての利用

経済産業省所管調査

①工業統計調査 基幹統計

製造業関連施策の基礎資料、鉱工業指数作成の基礎資料（品目選定、ウェイト等）
製造業に関する各種統計調査の母集団情報としての利用

②生産動態統計調査 基幹統計

鉱工業関連施策の基礎資料、企業の経営指針作成の基礎資料（生産・供給計画の作成等）

③商業統計調査 基幹統計（2019年度調査から経済構造実態調査に統合）

地方消費税配分の基礎資料（地方税法）、流通関連施策の基礎資料
卸売・小売業に関する各種統計調査の母集団情報としての利用

④商業動態統計調査 基幹統計

卸売・小売業関連施策、企業における経営指針作成の基礎資料

④ 特定サービス産業実態調査 基幹統計

特定のサービス産業の振興施策等、企業の経営指針作成の基礎資料

※「経済構造実態調査」について

製造業及びサービス産業における企業等の経済活動の状況を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、企業等に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、令和元年（2019年）から始まった統計調査、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握することを目的とした毎年実施調査

4 統計数値に関する記述方法・統計表の形式

4.1 統計数値に関する記述方法

- ①「増加」と「減少」：実数の時系列変化の状態を表す場合用いる。
- ②「上昇」と「低下」：指数その他の統計比率を示す統計数値の時系列変化の状態を表す場合用いる。
- ③「拡大」と「縮小」：同種の統計事象を対象とする二つ以上の統計数値間の差について時系列変化の状態を表す場合用いる。
- ④ポイント（百分率の比較）：百分率で表された二つ以上の統計比率について相互の大きさの単純差を表す場合用いる。

4.2 統計表の形式

	表番号	表名	
			頭注
表側頭	表頭		
表		欄	
	行	コマ	
側			
	脚注		

①表題：一見してその内容がわかるように簡明に表現する

②注（頭注・脚注）：統計表あるいは統計表の個々の数値に対する補足説明

- ・頭注：作成時点等の統計表全体に関する注（全体注）
- ・脚注：統計表の個々の数値に対する注（部分注）

③表側頭：表側の事項が何であることを示す部分。

表側頭を斜線で二分し、左下半分に表側の分類名称、右上半分に表頭の分類名称を記載する場合がある。

④表頭・表側

統計表を作成し、数字の意味づけを行う部分。

⑤表体・こま（セル）

表頭、表側に対応する数値を記入する部分で本欄ともいわれ、個々の数値が記載される部分を「こま」あるいは「セル」という。

該当する数値がない空白の部分については、次のような符号を記載するが多い。

・該当する数値が存在するが、表章単位に満たない場合	0または0.0
・定義上、該当する数値が存在しない場合	—
・数値が得られない（計数不明の）場合	・・・

5 兵庫県ホームページ（統計のページ）の利用について

(1) 新着情報 URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/stat/index.html>

- ・公表予定日のチェック ※過去1年分の公表状況がわかる
- ・統計速報（毎週月曜日更新）※平成30年6月11日号で廃止

(2) 統計課所管の調査

- ・毎月調査 毎月1回公表
- ・毎年調査 毎年1回公表
- ・周期調査 5年に1回（または5年に2回）公表

(3) 統計課編集の統計書

- ・兵庫の統計（毎月上旬更新）
- ・兵庫県統計書（毎年3月末発行）
- ・市区町別主要統計指標（毎年3月末発行）

(4) 分野別データ

項目	掲載データ
人口・土地統計	推計人口・面積、国勢調査、住宅・土地統計調査
農林水産統計	農林業センサス、漁業センサス

事業所統計	特定サービス産業実態調査、事業所・企業統計調査、経済センサス（基礎調査・活動調査）
商工業統計	大型小売店販売額、工業統計調査、商業統計調査
労働・賃金統計	毎月勤労統計調査、労働力調査、就業構造基本調査
物価・家計統計	消費者物価指数、家計調査、全国消費実態調査
教育統計	学校基本調査、学校保健統計調査
経済統計	景気動向指数、四半期別県内 GDP 速報、県民経済計算、市町民経済計算、産業連関表、鉱工業指数
くらし統計	社会生活基本調査
厚生統計	人口動態調査、医療施設調査、医師・歯科医師・薬剤師調査
お知らせ・総合データ	お知らせ（統計速報、新着情報、公表予定等）、刊行図書、総合統計データ、統計情報について

5 その他のデータ（報告書作成等に利用）

- ・兵庫のすがた（統計データをわかりやすくグラフ化したもの）

6 リンク（国県市町統計主管課）（国や他県データの収集に利用）

- ・国（総務省統計局、内閣府経済社会総合研究所、経済産業省）
- ・都道府県（統計主管課ホームページとリンク）
- ・兵庫県下市町（統計主管課ホームページとリンク）
- ・兵庫県トップページ（産業労働部産業政策課 HP など）

7 地域別データ表章例

データの所在	大規模	中規模 1	中規模 2	小規模 1	小規模 2
全国	○	○	○	○	○
地域ブロック	○	○	○	○	
都道府県	○	○	○		△
政令指定都市	○	○			○県庁所在市
市町村	○				△県庁所在市
備考	全数調査	サンプル調査	サンプル調査	サンプル調査	サンプル調査

8 データチェックの方法

- ・新着情報のチェック
- ・次回公表予定のチェック（鉱工業指数、景気動向指数）
- ・前回公表日のチェック（県民経済計算、市町民経済計算など）
- ・メールマガジンの利用（総務省統計局、内閣府経済社会総合研究所、兵庫県など）
- ・電話で担当係にデータ入手状況を照会（ホームページ、報告書非掲載データ等）
- ・データ精度の確認（試算値→速報値→確報値）※月次データ最新月は速報値

6 統計調査に関する例題

Q1 地域の住民のスポーツ（イベント）実施状況を把握するため、統計調査を実施するとき、調査の対象、調査の時期、調査事項、調査の方法をどのように決めるか。

回答例

- ・調査の対象：属性，地域，時間の三つの面から決める。
属性：高校を卒業する 18 歳以上の住民，20 歳以上の住民など

地域：その地域全体

時間：調査の時期参照、また、調査の単位は世帯

- ・ **調査の時期**：どの時期に調査を実施するかによって、調査結果に出てくるスポーツイベントの種類や頻度等が異なることに注意して決める。一般には、住民がスポーツを楽しむ時期がよい。なお、特定の日又は数日間のスポーツイベントの実施状況を聞く質問の場合、その日又は期間が平日か日曜祭日かで調査結果が異なる、天候にも左右される。

調査対象を規定する時期は 10 月 1 日現在とすると調査事項に係る時期は、調査対象の属性に関する事項は 10 月 1 日現在、スポーツイベントの実施状況に関する事項については 9 月 1 日から 9 月 30 日まで、実査の期間は 10 月 1 日から 5 日までとすることができる。

- ・ **調査事項**：調査対象の属性に関する事項（男女、年齢、世帯構成等）、スポーツイベントの実施状況に関する事項（行ったスポーツの種類、頻度、相手、場所（施設）など）になる。なお、スポーツとは何か、その定義を明確にする必要がある。
- ・ **調査の方法**：標本調査で留置法。ただし、その地域の住民の数によって標本の大きさが異なる。

Q2 アンケート調査質問文：「音楽番組がよく放送されるが、あなたはこういった傾向に賛成しますか」においてどのような問題があるか。

回答例

「音楽番組」という言葉を、どのような意味にとるかによって答えが異なる。この質問に続いて、「あなたは今の問に答えるに際して、音楽番組としてどのようなものを考えましたか。自由に述べて下さい。」と質問する。

この質問の結果との関連をみると、音楽番組をクラシックやジャズ、ポピュラー音楽の意味にとっている人は、質問に賛成する人が多いが、歌謡曲と理解した人は反対する傾向があることが明らかになってくる。したがって、この質問は、単に「音楽番組」とせずに、どのような種類の音楽番組であるかを指定することが必要である。

Q3 全部審査と一部審査（抜取り審査）の特質とその違いは何か。

回答例

全部審査は、その作業の単調性と作業量の多いことから、実際には、十分な審査、内容の斉一性と完全性を期待できない場合が多い。更に、時間的、経済的な条件を考えると、全部審査は必ずしも最良の方法とは言えない場合がある。しかし、調査対象が少ない場合とか、標本調査における調査の致命的な欠点となるもの、あるいは、調査員が行う審査については、全部審査でなければならない。

抜取審査は、内容を一定の正確さで期待できる。一般に、時間的、経済的な制約の下では、抜取審査の方がよい場合が多い。しかし、抜取審査では、全体の中に審査しないものが残っているのであるから、一つ一つの内容について、正確さを保証することはできない。

Q4 全数調査と標本調査とではどのような違いがあるか。（事例を挙げて説明）

回答例

労働力調査（総務省）は標本調査であり、全国の世帯のうちからほぼ 1000 分の 1 の

割合で選んだ世帯が、全国の全世帯を代表するような仕組みになっているので、1世帯についての誤りも結果としてほぼ1000倍のゆがみとなってあらわれることになる。

すなわち、標本調査は全数調査に比べ、調査を厳密に行う必要がある。なぜならば、標本として選ばれたものについての調査が不正確であれば、これを母集団全体に拡大推計する際、その不正確さも拡大され、推計値に大きい誤差を伴う結果となるからである。

Q5 人手による審査と電子計算機によるチェックではどのような違いがあるか。

回答例

人手による審査は、総合的な判断と他の関連資料の活用ができるが、コンピュータによるチェックは、個々の項目について、他の項目との論理的な組合せによる良否でしかない。

例えば、氏名と男女の別は、人手によるものはその氏名が男に多いものか、女に多いものかの判断により男女の別を容易に区別できるが、コンピュータは、たとえば男に付けられた符号を1とすると、1であれば男として処理するに過ぎない。

審査の結果は、調査の企画設計、実査の方法の良否を評価する資料となるものであり、次回の調査に対する改善の手掛かりや、調査員の選任、指導の反省材料として、貴重な資料となる。

(参考) 産業分類と分類基準

産業とは、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動

事業所とは、経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること、財貨及びサービスの生産又は提供が人及び設備を有して継続的に行われていること

分類の基準は、何を生産しているか、どのようなサービスを提供しているか。どのような設備や技術などで物を生産、又はサービスの提供をしているか。どのような材料で作られているか、サービスの提供先は個人か事業所か、取り扱っているものはどんな商品か。

大分類分類基準 (第 13 次改定)

A 農業, 林業：物の生産－取得生産－生物－陸－平地、山林

B 漁業：物の生産－取得生産－生物－水

C 鉱業, 採石業, 砂利採取業：物の生産－取得生産－非生物の所得・加工

D 建設業：物の生産－加工生産－不動産の加工

E 製造業：物の生産－加工生産－商品の加工・変形

F 電気・ガス・熱供給・水道業：物の生産－加工生産－商品の加工・変形－エネルギー生産

G 情報通信業：サービスの生産－流通－情報の伝達・加工

H 運輸業, 郵便業：サービスの提供－流通－移動手段の提供

I 卸売業・小売業：サービスの提供－流通－物の流通－動産－商品の流通

J 金融業・保険業：サービスの提供－流通－物の流通－動産－金の流通

K 不動産業, 物品賃貸業：サービスの提供－流通－物の流通－不動産

L 学術研究, 専門・技術サービス業：サービスの提供－その他のサービス活動－各種サービスの提供

M 宿泊業, 飲食サービス業：サービスの提供－その他のサービス活動－食事・宿泊の場の提供

N 生活関連サービス業, 娯楽業：サービスの提供－その他のサービス活動－各種サービスの提供

O 教育, 学習支援業：サービスの提供－その他のサービス活動－教育の提供

P 医療, 福祉：サービスの提供－その他のサービス活動－医療技術、福祉の提供

Q 複合サービス事業：サービスの提供－その他のサービス活動－各種サービスの提供

R サービス業(他に分類されないもの)サービスの提供－その他サービス活動－各種サービスの提供

S 公務 (他に分類されるものを除く)

T 分類不能の産業

産業分類例

- ・パチンコホール、旅行代理業、自転車駐輪場、広告代理業 (サービス業)
- ・インターネットプロバイダ (情報通信)
- ・公民館、社員研修 (教育)
- ・製材業 (製造業)、もやし工場 (農業)、処方箋の調剤 (卸売・小売業)

(参考文献)

総務省統計局統計基準部編(2013)「日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改訂)」、(財) 全国統計協会連合会。

総務省(2009)「統計基準日本標準職業分類 (平成 21 年 12 月設定)」、(財) 統計情報研究開発センター。

総務省政策統括官 (統計基準担当) 監修(2018)「統計実務基礎知識 (平成 30 年度版)」、

(財) 統計情報研究開発センター。
統計分類 URL (e-stat) 統計分類・用語の選択
<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms>